平成２２年（フ）第４２９号
奈良県天理市庵治町488番地
債務者　桐山　英夫
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６５３号
奈良市菅野台10番25号
債務者　稲垣　里子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１２３号
佐賀県唐津市二タ子３丁目８番３―712号
臨港市営住宅
債務者　鶴田真利子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３７２４号
名古屋市中川区中花町246番地の１
債務者　内藤　和子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４号
名古屋市千種区唐山町２丁目１番地　清玉ビル２Ｄ
債務者　渡邊　泰子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８２号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―914号
債務者　井上喜代子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８８号
神戸市長田区宮川町２丁目24番地の２ジョイライフ宮川東棟108号
債務者　永井　孝治
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０５号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―914号
債務者　井上　拓英
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５０号
神戸市長田区西丸山町２丁目２番12号　グランドシャトー西丸山402号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中７丁目１番地の５
債務者　平井　　充
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５１号
神戸市長田区西丸山町２丁目２番12号　グランドシャトー西丸山402号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中７丁目１番地の５
債務者　平井惠美子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５６号
神戸市垂水区学が丘３丁目４番１―508号
債務者　三佐　慶子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０１号
神戸市須磨区北落合３丁目１番363―106号
債務者　河本　　進
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４号
神戸市灘区灘北通８丁目２番１―705号
債務者　平田　　守
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５号
神戸市長田区重池町２丁目３番５―1404号
債務者　戎　眞佐子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８号
神戸市東灘区住吉台８番６―207号
債務者　永田　伊生
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９７号
青森県八戸市根城７丁目３番13号　エクセシオールＢ―104号室、前住所青森県八戸市大字市川町字尻引前山31番地1482
債務者　狄守めぐみ
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７０３号
奈良市学園大和町１丁目1004番地の８
債務者　山口　尚子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所